資料４

自治振興区の定義（たたき台）

（自治振興区の定義）

自治振興区とは、次に掲げる要件を備えるものをいう。

１．地域的な共同活動を自主的に行う団体であって、共助（広く地域住民の利益の増進を図るための地域住民等による支え合いをいう。）の精神に基づく市民主体のまちづくりを持続的に実践しようとしていること。

２．市と連携し、又は市の施策に対して意見を述べる等、市との公式な接点を有すること。

３．複数の自治会により構成されていること。

４．自治会間の連絡調整機能、単位自治会への支援機能、単位自治会活動の連携・広域事業実施機能等、自治会との間における適切な役割が明確に定められていること。
また、自治会未設置区域においては、住民自治機能の補完、維持、継承を行うこと。

５．次の各項のいずれかに該当する地域的な共同活動であって、良好な地域社会の維持及び形成に資するとともに、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するもの（「地域課題解決業務」という。）を、市又は地域の多様な主体との連携その他の方法により、自ら選択して、主体的かつ効率的、効果的に行うこと。
（１）地域住民の生活支援に資する活動
（２）地域住民の健康の維持増進に資する活動
（３）地域住民の交流促進及び地域コミュニティ醸成に資する活動
（４）地域住民への多様な学習機会の提供に資する活動
（５）地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動
（６）地域の高齢者福祉、障害者福祉等に資する活動
（７）地域の生活環境の整備又は美化に資する活動
（８）地域の防災又は減災に資する活動
（９）地域の防犯及び交通安全に資する活動
（10）地域の生活交通の維持に資する活動
（11）地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動
（12）地域の魅力の向上に資する活動
（13）地域の産業振興及び観光振興に資する活動

（14）地域への移住定住及び交流人口・関係人口の創出に資する活動
（15）前各項に掲げる活動の地域内外への情報の発信に資する活動
（16）前各項に掲げる活動の新たな担い手の確保に資する活動

６．民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要な、次に掲げる要件を備えること。
（１）団体の運営に関する主な事項を団体の構成員の意思に基づき決定すること。
（２）代表者その他の役員を団体の構成員の意思に基づき選任すること。
（３）組織運営や各種事業への地域住民の参画促進が図られていること。
（４）意思決定プロセスを地域住民に積極的に情報提供すること。
（５）予算及び決算に係る資料の公表並びに決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性を確保すること。
（６）活動の計画及び実施の状況を公表すること。
（７）組織の継続性、信用性を確保するため、認可地縁団体等の法人格を有していること。
（８）民主的運営及び透明性を確保するため、執行機関から独立した監督・牽制機能（評議員等）を設置し、運用していること。
（９）目的、名称、主としてその活動を行う区域、運営組織、会費の徴収のほか、前各項の規定による適正な運営を確保するための方法が規約その他これに準ずるものに定められていること。

７．そのほか、次に掲げる要件を備えること。
（１）まちづくりに関する中長期的な計画を定めていること。
（２）次に掲げる活動を行わないこと。
① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
③ 特定の公職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３条に規定する公職をいう。以下この③において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
④ 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的とする活動
⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この④において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この④において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある団体の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、活動を助長し、又は利することとなると認められる活動
⑥ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる活動
※下線分は修正・加筆部分